

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	都留文科大学
設置者名	公立大学法人 都留文科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難		
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計				
文学部	初等教育学科	夜・通信	14		0	14	13			
	国文学科	夜・通信		38	52	13				
	英文学科	夜・通信		26	40	13				
	社会学科	夜・通信		0	14	13				
	比較文化学科	夜・通信		20	34	13				
	国際教育学科	夜・通信		12	26	13				
教養学部	学校教育学科	夜・通信		88	102	13				
	地域社会学科	夜・通信		64	78	13				
(備考)										
文学部・初等教育学科及び社会学科は、平成30年4月より募集停止。										
文学部・国文学科1~3年生は新課程、4年生は旧課程。(新旧同時限開講)										
文学部・英文学科1~3年生は新課程、4年生は旧課程。(新旧同時限開講)										
教養学部・学校教育学科及び地域社会学科は、平成30年4月より募集開始。										
教養学部・学校教育学科1~3年生は新課程、4年生は旧課程。(新旧同時限開講)										
教養学部・地域社会学科1~3年生は新課程、4年生は旧課程。(新旧同時限開講)										

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.tsuru.ac.jp/site/kyanapasuraifu/373.html>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	都留文科大学
設置者名	公立大学法人 都留文科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/345.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	現職 学校法人角川ドワンゴ学園理事長	R 3.4.1～ R 5.3.31	経営計画、人事
非常勤	前職 都留市職員	R 3.4.1～ R 5.3.31	労務、財務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	都留文科大学
設置者名	公立大学法人 都留文科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

○授業担当教員が決定され次第、以下の項目について授業担当教員が記載する。ただし、統一シラバスの場合は、科目責任教員が記載する。

- ・授業の到達目標及びテーマ、授業の概要
- ・授業計画
- ・評価方法
- ・テキスト
- ・参考書
- ・準備学習
- ・オフィスアワー
- ・実務経験の概要
- ・実務経験と授業科目との関連性

○公表時期：令和3年3月下旬

授業計画書の公表方法 <https://ptweb.tsuru.ac.jp/step/syllabusgaku>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

○以下の都留文科大学における成績評価基準等に関する規則に基づき、実施している。

(成績評価基準)

第3条 成績判定は、平素の学修状況、学修報告、学習記録レポート、論文、試験等多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標及び内容に応じて、できる限り複数を選択して行う。この場合において、レポートの課題設定や試験の内容に、受講及び受講のための学習準備を通して得られた学習成果が成績評価に適切に反映されるように工夫する。

2 評価基準は、次のとおりとする。

判定	評価	評点等	GP	評価基準
合格	S	90点以上 100点以下	4	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
	A	80点以上 89点以下	3	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
	B	70点以上 79点以下	2	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している。
	C	60点以上 69点以下	1	学習到達度が到達目標に達している。
不合格	F	59点以下	0	学習到達度が到達目標に達していない。
	H	放棄	0	評価することができない。
認定	N	認定	対象外	成績の評価をせず単位の認定のみを行う。

(成績評価基準及び方法の周知)

第7条 各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに明記するとともに、各授業において説明する。特に、到達目標と評定との関係を、授業の内容に基づいて具体的に説明する。

(授業科目間での成績評価基準及び方法の調整)

第8条 名称や内容を同じくする授業科目が複数開講される場合は、必要に応じて、担当教員間で成績評価の基準や方法に差が生じないよう、相互に調整する。その場合は、科目を開講する学科等が指示する。

(卒業論文の評価)

第9条 卒業論文については、オリエンテーション等を行い、成績評価の基準と方法を明確に説明し、成果に応じた適切な成績評価を行う。

2 成績評価に当たっては、論文内容はもとより、審査等における発表の仕方や応答など、その他の要素も勘案する。

(説明責任)

第10条 成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、アカデミックハラスメントとならないよう、適切に対応しなければならない。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

○以下の都留文科大学における成績評価基準等に関する規則に基づき、実施している。

(定義)

第2条 この規則において「グレード・ポイント(以下「GP」という。)」とは、成績評価基準において、各評価に対しあらかじめ付与された等級を表す数値をいう。

2 この規則において「グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)」とは、各科目にあらかじめ設定されている単位数に当該科目の成績に応じて GP を乗じ、これらの合計を履修単位数の合計で除して得られる数値をいう。

3 この規則において「学期 GPA」とは、学期毎に算出される GPA をいう。

4 この規則において「通算 GPA」とは、1 年次からのすべての学期を通して算出される GPA をいう。

(成績評価基準)

第3条 成績判定は、平素の学修状況、学修報告、学習記録レポート、論文、試験等多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標及び内容に応じて、できる限り複数を選択して行う。この場合において、レポートの課題設定や試験の内容に、受講及び受講のための学習準備を通して得られた学習成果が成績評価に適切に反映されるように工夫する。

2 評価基準は、次のとおりとする。

判定	評価	評点等	GP	評価基準
合格	S	90 点以上 100 点以下	4	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
	A	80 点以上 89 点以下	3	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
	B	70 点以上 79 点以下	2	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している。
	C	60 点以上 69 点以下	1	学習到達度が到達目標に達している。
不合格	F	59 点以下	0	学習到達度が到達目標に達していない。
	H	放棄	0	評価することができない。
認定	N	認定	対象外	成績の評価をせず単位の認定のみを行う。

(GPA の算出方法及び対象科目)

第4条 GPA は、各履修科目の GP に当該履修科目の単位数をそれぞれ乗じた数の合計を履修科目の総単位数で除して算出し、小数第 2 位を四捨五入し小数第 1 位まで表示する。

2 GPA は、合格した科目だけでなく、不合格(F)及び評価不能(H)科目も対象とし、自由科目、教職科目、資格科目及び N 評価科目は対象外とする。ただし、学校教育学科及び初等教育学科に限り、当該学科の教職科目は対象とする。

(GPA の変更)

第5条 F(不合格)又は H(評価不能)となった科目を、履修規程第 23 条に規定する再履修をし、S から C までの評価がついた場合は、前条に規定する通算 GPA は再履修後の数値に変更して計算する。ただし、それまでの学期 GPA は変更しない。

(成績証明書の記載)

第6条 本学が発行する成績証明書には、GPA を記載しない。ただし、本人から希望

があった場合は記載することができる。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.tsuru.ac.jp/uploaded/attachment/1899.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
○学部・学科の定めるディプロマポリシーと共に、全ての学部・学科において4年間の集大成として卒業論文を必修化し、都留文科大学履修規程に規定する卒業必要単位数を充足することにより卒業を認定している。	
○都留文科大学3ポリシーの中でディプロマポリシー(学位授与の方針)を以下のとおり策定している。 「都留文科大学文学部は、地域の特色を生かしつつ実践的、総合的な教育・研究の実施により、教育界を中心に地域社会はもとより、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる能力を身につけた学生の養成を目指し、所定の単位を修めた学生に対し卒業認定をします。 <ul style="list-style-type: none">・共通科目の多面的履修を通じ、健康な心身と豊かな教養、幅広く奥深い人間性を形成している。・専門教育での基盤となる知識・技術を身につけている。・学科専門科目において、所属学科・専攻の目標に応じた科目群について体系的な履修を行うことにより、それぞれの専門性に基づき現代社会の多様な課題を把握し処理することができる。」 その他、各学部・学科においても3ポリシーを策定し、その中でディプロマポリシー(学位授与の方針)を定めている。	
○全ての学部・学科において4年間の集大成として卒業論文を必修化し、都留文科大学学則に規定する修業年限(4年)及び都留文科大学履修規程に規定する卒業必要単位数及びを充足することにより卒業を認定している。	
【文学部】 <ul style="list-style-type: none">・初等教育学科：141単位・国文学科：132単位(平成30年度入学生まで)、128単位(平成31年度入学生から)・英文学科：128単位・社会学科：128単位・比較文化学科：128単位・国際教育学科：124単位	
【教養学部】 <ul style="list-style-type: none">・学校教育学科：136単位(平成30年度入学生)、134単位：(平成31年度入学生から)・地域社会学科：128単位	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	都留文科大学
設置者名	公立大学法人 都留文科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/316.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/316.html
財産目録	-
事業報告書	https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/294.html
監事による監査報告（書）	https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/295.html

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画(名称： 公立大学法人都留文科大学年度計画 対象年度：令和3年)
公表方法： https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/311.html
中長期計画（名称：公立大学法人都留文科大学3期中期計画 対象年度：R3年4月1日～R9年3月31日）
公表方法： https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/311.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：<https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/296.html>

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：<https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/296.html>

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 文学部
教育研究上の目的 (公表方法 : https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/326.html)
<p>(概要)</p> <p>都留文科大学の「文科」とは「人文科学研究」を意味する言葉であり、多様な地域から集まつた学生たちが、共に「人文科学研究=人間探求の学問」を学び、卒業後は地域の教育や文化、福祉の向上のために貢献するというのが一貫した理念である。</p> <p>社会のグローバル化・情報化の進展に伴い、知の拠点である大学に対しては、時代の変化に迅速に対応できる専門的な知識のみならず幅広い教養を備えた職業人、社会人の育成という役割が求められている。</p> <p>このような人的資質、能力の育成に対する社会的要請に応えるため、全国から優秀な学生が集い、卒業後は社会に貢献する人材を全国に輩出してきたという独自な特性と、恵まれた自然環境、また、開学より温かな関係を築き上げてきた地域の人々とのつながりを大学運営に有効に活かしつつ、学訓「菁莪育才」(せいがいくさい)の精神のもと、教育研究を行うものである。</p>
卒業の認定に関する方針 (公表方法 : https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html)
<p>(概要)</p> <p>都留文科大学文学部は、人間探求の理念のもと、人間の営為としてある文学、言語を基軸として文化・思想・芸術・歴史等を学び、日本文化と異文化理解を深め、国際的な視野をもつ人材を育成します。地域社会はもとより、国家、国際社会に至るまで、教育界、公共的な機関、企業等、多方面な分野に渡ってそのような人材は求められています。</p> <p>人間の生み出してきた価値ある創造への探求のあり様を学修することは、現在をとらえ直し、未来への価値ある道を切り拓く力を伸ばすものとなります。具体的には、卒業時までに以下の能力を身につけた者に対して学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none">自分の専門に関する深い知識を有するとともに、その周辺領域や人間の営為全般にかかる幅広い見識をバランスよく有することにより、人間が直面している諸課題を俯瞰的・構造的に理解することができる。自身の知識に基づいて課題を多角的に分析・把握し、そのことにより課題解決への指針を提示し、具体的な実践・行動に移すことができる。多様な文化の中にある人々の創造的営為と価値を理解し、現代における意味を伝えることができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法 : https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html)
<p>(概要)</p> <p>都留文科大学文学部は、人間探究力を育み、豊かな人間性と様々な分野で活躍できる能力を育むため、教育内容の整備や充実化につとめています。</p> <ul style="list-style-type: none">共通科目は幅広い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養することを目的とし、「教養科目」「外国語科目」「体育科目」と「学部共通科目」を開設している。学科専門科目は、専攻に関わる高度な専門の知識・技術・技能を身につけ、実社会で活躍するための能力の習得を目的とする。学科専門科目の中には卒業論文が含まれ、在学中に身につけた知識、論理的思考力、調査能力、研究方法、構想力等を生かし、学修の集大成として卒業論文を完成する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法 : https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html)

(概要)

都留文科大学文学部は、文学・言語・文化についての考察を通して、人間探求の精神を培うべく、次のような入学者を求めています。

- 本学での修学に必要な高等学校基礎レベルの基礎知識、基礎学力を有している。
- 日本と世界の文学・言語・文化に関心を持ち、柔軟に対応できる理解力を持っている。
- 自分の考えを、明快な言語で表現できる。
- 他者とのコミュニケーションを通して課題解決を検討し、行動する意欲を持っている。
- 専門的知識を身につけようとする向学心を持っている。

学部等名 教養学部

教育研究上の目的 (公表方法 : <https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/326.html>)

(概要)

都留文科大学の「文科」とは「人文科学研究」を意味する言葉であり、多様な地域から集まった学生たちが、共に「人文科学研究=人間探求の学問」を学び、卒業後は地域の教育や文化、福祉の向上のために貢献するというのが一貫した理念である。

社会のグローバル化・情報化の進展に伴い、知の拠点である大学に対しては、時代の変化に迅速に対応できる専門的な知識のみならず幅広い教養を備えた職業人、社会人の育成という役割が求められている。

このような人的資質、能力の育成に対する社会的要請に応えるため、全国から優秀な学生が集い、卒業後は社会に貢献する人材を全国に輩出してきたという独自な特性と、恵まれた自然環境、また、開学より温かな関係を築き上げてきた地域の人々とのつながりを大学運営に有効に活かしつつ、学訓「菁莪育才」(せいがいくさい)の精神のもと、教育研究を行うものである。

卒業の認定に関する方針 (公表方法 : <https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html>)

(概要)

都留文科大学教養学部は、「特定の分野での深い専門性と幅広い見識に基づいて、複雑な課題を解決するための新たな価値を創り出せる能力・姿勢」を「創造力につながる教養」と定義します。そして、「創造力につながる教養」を身につけ、活用することによって、社会の活性化や課題解決に貢献できる人材を育成します。具体的には、卒業時までに以下の能力を身につけた者に対して学位を授与します。

- 自分の専門に関する深い知識を有するとともに、その周辺領域や社会全般に関する幅広い見識をバランスよく有することにより、社会の諸課題を俯瞰的・構造的に理解することができる。
- 自身の知識に基づいて課題の解決策を構想し、それを具体的な実践・行動に移すことができる。
- 実践・行動を具体的な課題解決に結びつけるため、多様な環境・文化の中にある社会のプレーヤーと適切なコミュニケーションをとり、信頼関係を築くことができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法 : <https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html>)

(概要)

都留文科大学教養学部は、「創造力につながる教養」を育くみ、理論と実践を往還する教育内容の整備や充実化につとめます。

- 共通科目は「教養科目」「外国語科目」「体育科目」と「学部共通科目」により編成し、幅広い知的探求と問題発見、課題解決への能力と判断力を養い、「創造力につながる教養」を育むことを目的とする。
- 学科専門科目は、学科の専攻に関わる高度な専門の知識・技術・技能を身につけ、実社会で活躍するための実践的能力を高めることを目的とする。
- 学科専門科目の中には卒業論文が含まれ、在学中に身につけた知識・論理的思考力・

研究方法、構想力・企画力等を生かし、学修の集大成として卒業論文を完成する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：<https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/334.html>）

（概要）

都留文科大学教養学部は「創造力につながる教養」を培うべく、次のような入学者を求めています。

- 本学での修学に必要な高等学校レベルの基礎知識、基礎学力を有している。
- 日本と世界の社会・文化・自然に関心を持ちそれらにかかわる諸課題を幅広く理解している。
- 自分の理解したことや自分の考えを整理してわかりやすく他者に伝えることができる。
- 協働で課題を解決しようとする意欲を持っている。
- 専門知識を身につけようとする向学心を持っている。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/347.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）																	
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計										
—	3人	—					3人										
文学部	—	30人	7人	6人	人	人	43人										
教養学部	—	38人	12人	2人	人	人	52人										
各種センター		7人	6人	1人			14人										
b. 教員数（兼務者）																	
学長・副学長			学長・副学長以外の教員				計										
			人				315人										
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法: https://www.tsuru.ac.jp/site/daigakusyoukai/349.html															
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）																	

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学 者数
文学部	400人	427人	106.8%	1,600人	1,928人	120.5%	若干名	4人
教養学部	330人	372人	112.7%	1,320人	1,506人	114.1%	若干名	2人
合計	730人	799人	109.5%	2,920人	3,434人	117.6%	若干名	6人
(備考) 編入学定員は在学生数に含む（再掲）								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
文学部	808人 (100%)	38人 (4.7%)	671人 (83.0%)	99人 (12.3%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	808人 (100%)	38人 (4.7%)	671人 (83.0%)	99人 (12.3%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

(概要)

○授業科目については、授業担当教員が決定され次第、以下の項目について授業担当教員がシラバスを記載する。ただし、統一シラバスの場合は、科目責任教員が記載する。

- ・授業の到達目標及びテーマ、授業の概要
 - ・授業計画
 - ・評価方法
 - ・テキスト
 - ・参考書
 - ・準備学習
 - ・オフィスアワー
 - ・実務経験の概要
 - ・実務経験と授業科目との関連性

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

○以下の都留文科大学学則、都留文科大学履修規程及び都留文科大学における成績評価基準等に関する規則により、実施している。

○都留文科大学学則(抜粋)

第6章 修業年限及び在学期間

第 3 - 1 - 1 修

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。

第十一章

第15条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第21条若しくは第22条の規定により入学した学生又は第32第1項の規定により転学部及び転学科した学生は、第23条(第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりそれぞれ定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(卒業)

第 37 条 学長は、本学に 4 年(第 21 条又は第 22 条の規定により入学した者については、第 23 条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、第 28 条に規定する単位数を修得した者に対し卒業を認定する。

都留文科大学学部履修規程(抜粋)

(卒業条件)

9条 学生は、4年以上在学し、次の表の所属学科の区分に応じて同項に定める単位数以上の単位数を修得しなければならない。

文学部	国文学科	16	12	2	30	92	(12)	6	98	128	別表第1から別表第4まで、別表第5の1、別表第11
	英文学科	16	12	2	30	94	(12)	4	98	128	別表第1から別表第4まで、別表第6の1、別表第11
	比較文化学科	16	12	2	30	94	(12)	4	98	128	別表第1から別表第4まで、別表第7、別表第11
	国際教育学科	16	12	2	30	90	(16)	4	94	124	別表第1から別表第4まで、別表第8、別表第11
教養学部	学校教育学科	16	12	2	30	100	(12)	4	104	134	別表第1から別表第4まで、別表第9の1から別表第9の4まで、別表第11
	地域社会学科	16	12	2	30	92	(12)	6	98	128	別表第1から別表第4まで、別表第10の1、別表第11

○成績評価基準等に関する規則(抜粋)

(定義)

第2条 この規則において「グレード・ポイント(以下「GP」という。)」とは、成績評価基準において、各評価に対しあらかじめ付与された等級を表す数値をいう。

2 この規則において「グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)」とは、各科目にあらかじめ設定されている単位数に当該科目の成績に応じてGPを乗じ、これらの合計を履修単位数の合計で除して得られる数値をいう。

3 この規則において「学期 GPA」とは、学期毎に算出される GPA をいう。

4 この規則において「通算 GPA」とは、1年次からのすべての学期を通して算出される GPA をいう。

(成績評価基準)

第3条 成績判定は、平素の学修状況、学修報告、学習記録レポート、論文、試験等多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標及び内容に応じて、できる限り複数を選択して行う。この場合において、レポートの課題設定や試験の内容に、受講及び受講のための学習準備を通して得られた学習成果が成績評価に適切に反映されるように工夫する。

2 評価基準は、次のとおりとする。

判定	評価	評点等	GP	評価基準
合格	S	90 点以上 100 点以下	4	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
	A	80 点以上 89 点以下	3	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
	B	70 点以上 79 点以下	2	学習到達度が良好な水準で到達目標に達

				している。
	C	60点以上 69点以下	1	学習到達度が到達目標に達している。
不合格	F	59点以下	0	学習到達度が到達目標に達していない。
	H	放棄	0	評価することができない。
認定	N	認定	対象外	成績の評価をせず単位の認定のみを行う。

(成績評価基準及び方法の周知)

第7条 各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに明記するとともに、各授業において説明する。特に、到達目標と評定との関係を、授業の内容に基づいて具体的に説明する。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
文学部	初等教育学科	141 単位	有・無	64 単位
	国文学科	132 単位	有・無	64 単位
	英文学科	128 単位	有・無	64 単位
	社会学科	128 単位	有・無	64 単位
	比較文化学科	128 単位	有・無	50 単位
	国際教育学科	124 単位	有・無	64 単位
教養学部	学校教育学科	平成 30 年度入学生 136 単位	有・無	64 単位
		平成 31 年度入学生 以降 134 単位		
	地域社会学科	128 単位	有・無	64 単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法 : <https://www.tsuru.ac.jp/site/kyanapasuraifu/354.html>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関するこ

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
文学部	国文学科	520,800 円	※市内出身者は 141,000 円	22,660 円	その他については、学生健康保 険組合費（学研災含む）
	英文学科			22,660 円	
	比較文化学科			22,660 円	
	国際教育学科			22,660 円	
教養学部	学校教育学科			22,660 円	
	地域社会学科			22,660 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

(概要)

- ・学生サポート室を設置し、相談員による履修相談を含めた修学指導を行っている

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

- ・教員、企業、公務員の志望分野ごとに専門のアドバイザーを配置し、豊富な実績を活かしたサポート体制をとっています。
- ・就職ガイダンス、採用試験説明会、合格体験報告会などを順次実施し、段階的にキャリア形成が行えるよう指導しています。また、多彩な分野で活躍する卒業生は、本学の大切な財産であるため、同窓会の支援やキャリアサポート制度により、卒業生との交流機会を多く設けています。
- ・各種資格試験をはじめ、外部講師を招いての講習会やセミナー、対策講座等も学内で開催するなど、きめ細かなサポートで、夢の実現を応援します

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

- ・保健センターにはカウンセラー、保健師が常駐
- ・定期健康診断、医師・助産師の健康相談、アルコール・禁煙等の健康教育の実施
- ・学内での疾病やケガなどに対して応急処置及び医療機関の紹介、連携
- ・身体の悩みや症状に対して個別の健康相談
- ・学生相談室にて進路、学生生活、学業、人間関係についての相談。
- ・医療機関等の関係機関との連携
- ・1年生、2年生に対してのストレスチェック及び発達障害関連の調査を実施しハイリスク者に対しての個別面接および継続支援
- ・精神科医の相談
- ・障がい学生支援

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.tsuru.ac.jp/site/jouhou/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	都留文科大学
設置者名	公立大学法人 都留文科大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		351人	339人	357人
内訳	第Ⅰ区分	197人	189人	
	第Ⅱ区分	102人	102人	
	第Ⅲ区分	52人	48人	
家計急変による支援対象者（年間）				8人
合計（年間）				365人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	6人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	1人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人	人
計	7人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	15人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	15人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。